

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則及び  
横浜市総合保健医療センター条例施行規則の改正概要

各区に1館設置している精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）について、指定管理方式のA型9館と補助金方式のB型9館で異なっている運営基準の標準化及び相談機能の強化に向け、令和2年度に全区のセンターで下記の新たな基準により運営を行います。

それにより、休館日及び開館時間に変更となるため、指定管理方式のA型9館の運営基準を定めている横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則及び横浜市総合保健医療センター条例施行規則の一部を改正します。

### 1 新たな基準

センターの職員体制は10名（常勤6名、非常勤4名）とします。また、休館日は週1日（日曜日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とし、開館時間は9時から20時までとします（詳細は下図のとおり）。

新たな基準の運用により、平日の日中の職員体制を厚くすることで、アウトリーチ等の相談支援機能の強化に向けた体制づくりや関係機関の連携強化を図ります。

#### 【現状の開館日・開館時間等】

	A型（9区）	B型（9区）
職員体制	施設長1、常勤5、非常勤4	施設長1、常勤4、非常勤3
開館日数／1年	353日 (月1日休館)	約253日 (週2日＋年末年始等休館)
開館時間／1日	12時間	約7.5時間
年間開館時間	4,236時間	約1,898時間
18区合計年間開館時間	55,206時間	

#### 【令和2年度の新たな基準】

	A型（9区）	B型（9区）
職員体制	施設長1、常勤5、非常勤4	
開館日数／1年	307日 (週1日＋年末年始12/29～1/3休館)	
開館時間／1日	週5日 11時間（9:00～20:00） 週1日 8時間（9:00～17:00）	
年間開館時間	3,213時間	
18区合計年間開館時間	57,834時間	

※ 休館日であっても、一部の事業で緊急対応（電話・訪問）は行います。

### 2 改正理由

平成30年度及び令和元年度に「機能標準化モデル事業」を実施し、当事者や家族、有識者及び区福祉保健センター等を交えた課題検討委員会でモデル事業の効果検証や新たな基準の検討を行ってきました。（詳細は別紙「横浜市精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業の概要」のとおり）

モデル事業において、相談実績の増加、関係機関との連携強化等の効果が見られたことに加えて、利用者や家族会会員、区MSW向けに実施したアンケート結果も踏まえ、相談機能の強化には、上記の基準による運営が必要であることが確認されました。

### 3 施行予定日

令和2年6月1日

4 改正内容

(1) 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条 横浜市精神障害者生活支援センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後<u>9</u>時までとする。</p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>次のとおりとする。</u> <u>ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。</u></p> <p>(1) <u>横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 第3火曜日</u></p> <p>(2) <u>横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日</u></p> <p>(3) <u>横浜市中区精神障害者生活支援センター 第4火曜日</u></p> <p>(4) <u>横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日</u></p> <p>(5) <u>横浜市保土ケ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日</u></p> <p>(6) <u>横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 第2火曜日</u></p> <p>(7) <u>横浜市緑区精神障害者生活支援センター 第1火曜日</u></p> <p>(8) <u>横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日</u></p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条 横浜市精神障害者生活支援センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後<u>8</u>時までとする。<u>ただし、週1日は午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する午前9時から午後5時までの開館時間は、土曜日とする。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、<u>センターの利用状況等を考慮して、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>日曜日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、<u>センターの利用状況等を考慮して、休館日の変更及び休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</u></p>

以下 略	以下、略
------	------

(2) 横浜市総合保健医療センター条例施行規則

現行	改正案
<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）の条例第3条第1項第4号に規定する精神障害者生活支援施設（以下「生活支援施設」という。）以外の施設の休所日（利用の受付に係る休所日に限る。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</p> <p>2 生活支援施設の休所日は、<u>第1水曜日とする。</u> <u>ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</u></p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの生活支援施設以外の施設について第1項に規定する休所日に利用の受付を行い、若しくは同項に規定する休所日以外の日に利用の受付を行わず、又は生活支援施設について前項に規定する休所日に開所し、若しくは同項に規定する休所日以外の日に開所しないことができる。</p> <p>(平5規則7・平21規則52・一部改正)</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）の条例第3条第1項第4号に規定する精神障害者生活支援施設（以下「生活支援施設」という。）以外の施設の休所日（利用の受付に係る休所日に限る。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</p> <p>2 生活支援施設の休所日は、<u>日曜日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</u></p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの生活支援施設以外の施設について第1項に規定する休所日に利用の受付を行い、若しくは同項に規定する休所日以外の日に利用の受付を行わず、又は生活支援施設について<u>利用状況等を考慮して、前項に規定する休所日の変更及び休所日に開所し、若しくは同項に規定する休所日以外の日に開所しないこと</u>ができる。</p> <p>(平5規則7・平21規則52・一部改正)</p> <p>以下 略</p>

※港北区センターについては、横浜市総合保健医療センターの機能の中で「精神障害者生活支援施設」として位置付けられているため、横浜市総合保健医療センター条例に基づき運営しています。

## 横浜市精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業の概要

本市では、各区に1館設置している精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）のA型9区とB型9区の開館日・開館時間等の標準化に向け、平成30年度から、A型2区（鶴見、磯子）、B型2区（南、青葉）のセンターでモデル事業を実施し、外部の有識者や関係機関等を交えた課題検討委員会等で検証を行ってきました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

そのため、令和元年度は、令和2年度の本格実施に向けて、試行的に全区のセンターで新たな基準に基づき運営することとし、その効果検証を行っています。

## 1 新たな基準（全センター統一）

職 員 数	施設長1名、常勤職員5名、非常勤職員4名（アルバイト除く）
開 館 日	週6日（年末年始12月29日から1月3日までを除く）
開 館 時 間	週6日のうち5日：11時間／1日 週6日のうち1日：8時間／1日
居 場 所 提 供	開館時間が11時間の日：9時間／1日 開館時間が8時間の日：6時間／1日
電 話 相 談	7時間／1日
問 合 せ 等	開館時間と同じ

※各センターの休館日及び開館時間の詳細は、添付資料1参照。

## 2 新たな基準でのモデル実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）

## 3 添付資料

- (1) 令和元年度機能標準化モデル事業各区精神障害者生活支援センター開館時間等一覧（添付資料1）
- (2) 平成30年度精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業中間報告書【概要版】  
（添付資料2）

添付資料 1

令和元年度機能標準化モデル事業

【各区センター開館時間等一覧】

		令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）				
		休館日 （※）	開館日	開館時間	居場所提供	電話相談
A型	神奈川区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	栄区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	11:00～13:30、14:30～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～13:30、14:30～17:00
	港南区	水曜日	月火木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00
	保土ヶ谷区	金曜日	月火水木日	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、13:00～18:00
			土	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00
	緑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30
磯子区	日曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00	
		火	9:00～17:00	11:00～17:00	10:00～17:00	
港北区	火曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、14:00～18:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
鶴見区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、14:00～19:00	
		土	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00	
中区	木曜日	月火水金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、15:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
B型	旭区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	9:30～11:30、12:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30
	金沢区 開始日:7月30日	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	泉区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:00～18:00	10:00～17:00
			土	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	南区	木曜日	月火水金	9:00～20:00	11:00～20:00	12:00～13:00、13:30～19:30
			土祝	9:00～20:00	9:30～18:30	9:30～13:00、13:30～17:00
			日	9:00～17:00	9:30～15:30	9:30～13:00、13:30～17:00
	都筑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	青葉区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	西区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:30～18:30	10:00～17:00
土			9:00～17:00	9:30～15:30	10:00～17:00	
戸塚区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	12:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00	
瀬谷区	日曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:15～18:15	9:30～16:30	
		月	9:00～17:00	9:15～15:15	9:30～16:30	

※休館日…上記に加えて年末年始（12月29日から1月3日まで）休館

## 平成 30 年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業中間報告書【概要版】

各区に 1 館設置している精神障害者生活支援センターの A 型と B 型のサービスの標準化に向け、平成 30 年度に A 型 2 区、B 型 2 区で「機能標準化モデル事業」を実施し、当事者や家族、有識者及び区福祉保健センター等を交えた課題検討委員会でモデル事業の効果検証を行いました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには、日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

## 1 現状・課題

指定管理方式である A 型（9 区）と補助金方式である B 型（9 区）で、職員数や開館日・開館時間などが異なることから、利用できるサービスに区間格差が生じていることが長年の課題となっており、利用者や家族、区や関係機関等から毎年のように是正が求められていました。

また、利用対象者数の増加や、精神症状の悪化により引きこもっている人などへの訪問相談支援ニーズの増加など、生活支援センターに求められる役割が拡大しており、日中の支援体制の強化の必要性がより一層高まっています。

こうした状況に加え、国が「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の整備を求めており、本市は生活支援センターをその中核に位置付ける方針のため、特に相談支援機能をはじめとした日中の支援体制の強化は喫緊の課題となっています。

## 2 平成 30 年度の取り組み（平成 30 年度モデル事業）

B 型の増員（常勤 1、非常勤 1）及び開館日・開館時間の拡充（週 6 日、1 日 10 時間）により、機能強化によるモデルを 2 区（南区・青葉区）で実施しました。

また、A 型についても、現在の運営や利用状況を踏まえ、まずは試行的に 2 区（鶴見区・磯子区）で休館日を月 1 回から週 1 回にしました。

## 【現状の開館日・開館時間等】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	施設長 1、常勤 4、非常勤 3
開館日数 / 1 年	353 日（月 1 日休館）	約 253 日（週 2 日 + 年末年始等休館）
開館時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
居場所提供時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
一般電話相談時間 / 1 日	9 時間	約 7 時間
年間開館時間	4,236 時間	約 1,898 時間

※ A 型：神奈川、栄、港南、保土ヶ谷、緑、磯子、港北、鶴見、中

B 型：旭、金沢、泉、南、都筑、青葉、西、戸塚、瀬谷

## 【30 年度モデル事業の開館日・開館時間等】

	A 型（2 区：鶴見区、磯子区）	B 型（2 区：南区、青葉区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開館日数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29 ~ 1/3 休館）	
開館時間 / 1 日	12 時間	10 時間
居場所提供時間 / 1 日	10 時間	8 時間
一般電話相談時間 / 1 日	7 時間	
年間開館時間	3,684 時間	3,070 時間

### 3 平成 30 年度モデル事業の検証結果

#### (1) モデル事業の効果（中間報告書 P. 27～28 参照）

##### ア A 型（鶴見区、磯子区）

- ・休館日を月 1 日から週 1 日にしたことで、日中の職員体制が約 1 名分厚くなり、訪問相談支援やカンファレンス等の実施がしやすく、複数対応も行いやすい体制となった。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.8 倍（+582 件）に増加した。

##### イ B 型（南区、青葉区）

- ・職員 2 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名）の増員を行い、A 型と同様の職員体制とするとともに、それに伴う開館日・開館時間の拡充により、相談支援体制が大幅に強化された。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.4 倍（+176 件）に増加した。

#### (2) 平成 30 年度モデル事業の課題（中間報告書 P. 28 参照）

- ・現行モデルの開館時間では、A 型と B 型の区間格差は縮減したものの、依然として 2 時間の差がある。（A 型 12 時間、B 型 10 時間）
- ・週 1 日休館にしたことにより、A 型はシフトがやや厚くなったものの、開館 12 時間では依然として日中の相談ニーズに十分対応できるだけのシフトは組めない。
- ・早朝や夜間については利用者数が少ないことから、利用者数の多い日中に職員体制がより厚くなるような開館時間の設定が必要である。
- ・休館日を平日に設定したことにより、区役所や病院との調整や会議など関係機関との連携が取りづらくなった。休館日については、関係機関との連携を見据えて、引き続き検討していく必要がある。

### 4 令和元年度の取組

課題検討委員会の意見を踏まえて、令和元年度は試行的に全区の生活支援センターで新たな基準で運営を行い、効果検証等を行っていきます。

#### 【令和元年 7 月以降の新たな基準】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職 員 体 制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開 館 日 数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29～1/3 休館）	
開 館 時 間 / 1 日	週 5 日 11 時間（9:00～20:00） 週 1 日 8 時間（9:00～17:00）	
居 場 所 提 供 時 間 / 1 日	週 5 日 9 時間 週 1 日 6 時間	
	一般電話相談時間 / 1 日 7 時間	
年 間 開 館 時 間	3,213 時間	

- ※ 休館曜日は、原則、平日の中から地域の実情に合わせて設定します。ただし、一部の生活支援センターで試行的に日曜日を休館とし、令和元年度も引き続き、効果や課題について検証します。
- ※ 休館日であっても、一部の事業で緊急対応（電話・訪問）は行います。